

阿賀野市規則第39号

阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政組織規則（平成25年阿賀野市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成24年」の次に「阿賀野市」を加える。

第6条第2項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第15条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

別表第1上下水道局の項中「及び集落排水事業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市行政組織規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。